

## 農業ビジネス保証制度要綱

### 1. 制度目的

農業と商工業を併せて行い、付加価値の高い事業を展開する中小企業者について、商工業とともに行う農業の実施に必要な資金に係る債務の保証を信用保証協会が行うことにより、資金調達の円滑化を図ることを目的とする。

### 2. 申込人資格要件

次の（１）又は（２）に該当するもの。

（１）商工業とともに農業を営む中小企業者

（２）商工業とともに農業を営む農事組合法人又は個人

※（１）（２）には、農地所有適格法人を含む。

### 3. 保証限度額

２億８，０００万円（原則として無担保保証は、８，０００万円以内）

### 4. 保証形式

個別保証とする。

### 5. 保証割合

８０％（割合保証）

### 6. 対象資金

商工業とともに営む農業の実施に必要な事業資金（商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む。）とする。

なお、本保証制度に係る既往借入金を信用保証協会保証付融資により借り換える場合は、本保証制度によってのみ行うことができる。

### 7. 対象金融機関

約定締結金融機関とする。

### 8. 返済方法

一括返済又は分割返済とする。

### 9. 保証期間

（１）一括返済の場合 ２年以内。

（２）分割返済の場合 運転資金１０年以内、設備資金１５年以内とする。

なお、分割返済の場合の据置期間は、2年以内とする。

#### 10. 信用保証料率

借入金額に対し0.8%とする。(保証委託額に対し1.0%とする。)

なお、担保の提供がある場合は、0.1%を割引くものとする。

#### 11. 担保・保証人

(1) 担保 必要に応じて徴求するものとする。

(2) 保証人 原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。

#### 12. 貸付金利

金融機関所定利率とする。

#### 13. 添付資料

信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面を添付するものとする。

(1) 申込人資格要件を満たすことを確認できる書面

(2) 商工業とともに営む農業の実施に関する事業計画書

#### 附 則

(1) この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(2) 国、地方自治体、信用保証協会、金融機関(以下「制度関係者」という。)の応分の負担

制度関係者の最終的な負担割合(融資金額に対する割合)を国30%、地方自治体25%、信用保証協会25%、金融機関20%とする。

(3) 地方自治体の対応

地方自治体は、附則(2)を踏まえ、信用保証協会に対して必要な支援措置を講じたうえで、本制度要綱に定める要件を備えた制度融資を創設するものとする。なお、創設にあたっては、中小企業庁と事前協議を行うものとし、創設した制度融資要綱(支援措置が明示された要綱を含む。)を中小企業庁に対して、速やかに報告するものとする(創設後に改正する場合を含む。)

(4) 中小企業庁の対応

中小企業庁は、附則(2)を踏まえ、経営安定関連保証等対策費補助事業を活用し、一般社団法人全国信用保証協会連合会を通じて信用保証協会に対して、必要な支援措置を講じるものとする。